

みなさん、こんにちは。朝夕は涼しく、昼間の日差しは穏やかになり過ごしやす季節となりましたね。稲穂は頭を垂れ、身の回りでは栗や柿などをよく見かけるようになりました。食欲の秋と言いますが、秋には運動や読書などいろんな過ごし方があります。気候や体調に合わせて、快適に過ごしていただきたいと思います。

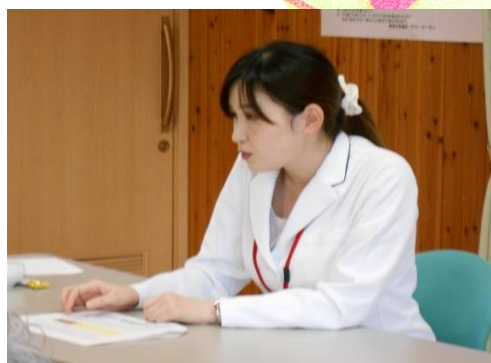
過日、『医療負担が軽くなる！高額医療費制度とは？』のお話がありましたのでご案内いたします。

## ◎地域交流施設で、健康推進教室が行われました。

医療費の負担を軽減できる高額医療費制度をご存知ですか？健康になる為、現在の症状を維持・緩和する為など様々な理由で病院を受診しますが、そのたびにかかる医療費は安いものではありません。

高額医療制度と聞くと難しい話だと構えがちですが、私たちが生活をしていくうえでなくてはならない制度です。この機会にぜひ見直してみたいと思います。

## ★今回の講師のご紹介



今回の健康推進教室の講師は、南大牟田病院で相談業務を行っている社会福祉士の塩山さんです。

国が定める様々な福祉制度を活用し、患者さんやその家族が抱える不安や問題を解決することや、個々の相談に乗り関係機関との調整を行い、社会復帰を促す仕事をしています。

## ★みなさんの『高額医療費』に対するイメージは？

『高額医療費』について、どのようなイメージをお持ちですか？

- 話が難しい
- 聞いてもわからない
- 手間がかかる
- 手続きがの方法わからない

などの意見がありました。



## ★医療費の一部負担（自己負担）割合について

70歳以上の方は、現役世代の方（3割負担）よりも軽い窓口負担で医療を受けることができます。自己負担割合は原則以下の通りになります。

- ① 75歳以上の方 ⇒ 1割
  - ② 70歳から74歳までの方 ⇒ 2割
  - ③ 70歳未満の方 ⇒ 3割
  - ④ 6歳（義務教育就学前）未満の方 ⇒ 2割
- } ※現役並み所得の方 ⇒ 3割

※平成26年4月以降70歳となる方が対象となります。これまで、予算措置により1割に凍結していましたが、世代間の公平を図る観点から止めるべき等との指摘を踏まえ、平成26年度から、高齢者の生活に過大な影響が生じることがないように配慮を行ったうえで、段階的に2割となっています。

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	3割負担
70歳	2割負担 ※平成26年4月以降70歳になる者から	3割負担
6歳 (義務教育就学前)	3割負担	
	2割負担	

## ★高額療養費制度の概要

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないように、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い（※）される国の制度です。

### （※1）入院の場合

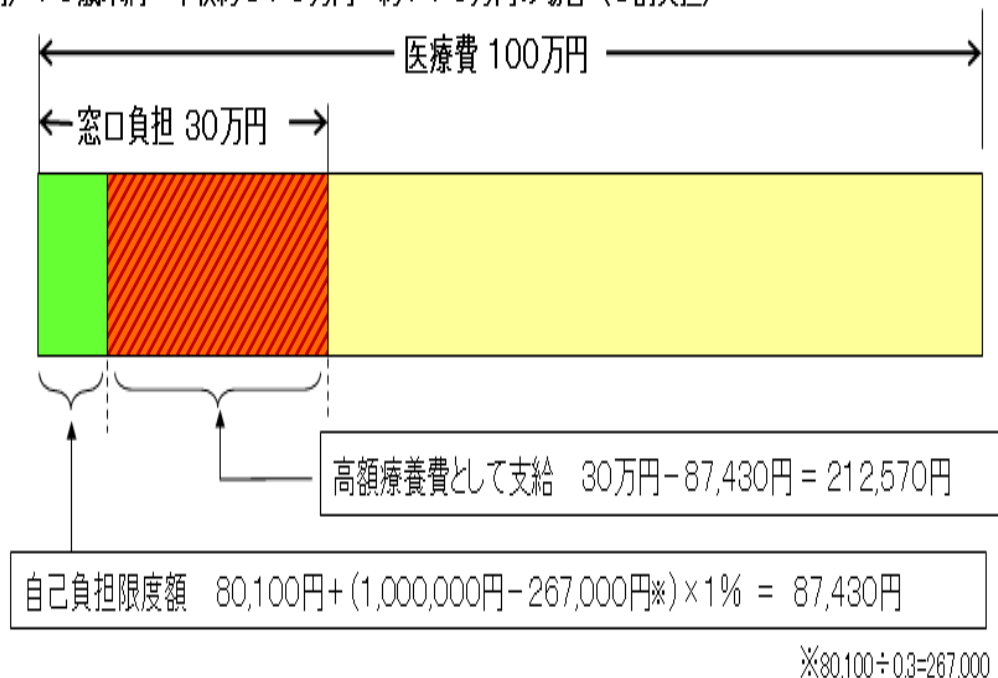
医療機関窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入

### （※2）外来の場合

平成24年4月から同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化を導入

後期高齢者医療制度の被保険者に係る自己負担限度額は、現役世代よりも低く設定されています。自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定されます。

（例）70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合（3割負担）



（注）同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができます。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。



★70歳以上の医療費 <外来医療費・入院費>

平成30年8月から**所得に応じた**自己負担限度額へ引き上げられました。

◎外来での1ヶ月の医療費（個人） 平成29年8月～

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)
※現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円
一般	14,000円	57,600円 多数該当:44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※ 現役並み所得者とは ①標準報酬：月額28万円以上 ②負担割合：3割



◎外来での1ヶ月の医療費（個人） **平成30年8月～**

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)
※現役並みⅢ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 多数該当:140,100円	
※現役並みⅡ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 多数該当:93,000円	
※現役並みⅠ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 多数該当:44,400円	
一般	18,000円	57,600円 多数該当:44,400円
低所得者Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(※2)		15,000円

※ 現役並みⅢとは ①標準報酬：月額83万円以上 ②負担割合：3割

※ 現役並みⅡとは ①標準報酬：月額53～79万円 ②負担割合：3割

※ 現役並みⅠとは ①標準報酬：月額28～50万円 ②負担割合：3割

※1 被保険者が市民税非課税の場合

※2 被保険者とその扶養家族全ての収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合

◎入院医療費（1ヶ月） <一般病床の場合>

	低所得者Ⅰ	低所得者Ⅱ	一般	一定以上所得者
負担割合	1割	1割	1割	3割
入院上限額	15,000円	24,600円	57,600円	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%
食事代(1食)	100円	210円	460円	

入院期間が90日を超えた場合、  
申請をすれば160円に減額されます

入院上限額を超えた場合、それ以上請求されることはありません。また、同月内に同じ世帯の家族も医療を受けている場合や複数の医療機関に入院した場合、申請によって還付されることがあります。

低所得者Ⅰ・Ⅱについてはお住いの市町村役場において減額認定証の交付を受ける必要があります。

◎入院医療費（1ヶ月） <療養病床の場合>

	低所得者Ⅰ	低所得者Ⅱ	一般	一定以上所得者
負担割合	1割	1割	1割	3割
入院上限額	15,000円	24,600円	57,600円	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%
食事代(1食)	130円/100円	210円	460円	
居住費	370円/0円	370円		

※ 指定難病患者及び老齢福祉年金受給者の方は居住費は発生しません。

一般病床はけがや病気の方を対象とし、  
療養病床は、長期にわたり療養が必要な方を対象としています。



## ★減免認定証の申請方法

年齢に応じて、対応窓口が異なるので申請時には注意しましょう！

	70歳以上75歳未満	後期高齢者
窓口	加入中の健康保険窓口	市町村役場(後期高齢窓口)
申請に必要な物	保険証、マイナンバー、限度額適用認定申請書	

70歳以上

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発効期日	
適用区分	
長期入会 該当年月	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

適応区分： I・II

70歳以下

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 年 月 日	
記号	番号
(組合員) 世帯主	住所
氏名	男・女
額対象者・減 氏名	男・女
生年月日	年 月 日
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
適用区分	
長期入会 該当年月	年 月 日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

適応区分：ア・イ・ウ・エ・オ



高額医療制度は、医療費の全額を支払った後に申請をすることで自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。

あらかじめ『限度額適用認定証』の交付を受けておけば、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなるので、出費負担が少なくとても経済的です。



## ★その他に医療費が安くなる制度

### ◎ 重度障害者医療

お住いの市町村役場へ申請し、重度障害認定を受けることで重度障害者医療券が交付されます。本人負担額は以下のようになります。

通院 ⇒ 500円/月（月20日限度）  
 入院 ⇒ 市民税課税世帯・・・500円/日（月20日限度）  
           市民税非課税世帯・・・300円/日（月20日限度）


『基本要件』や『障害の程度』が該当しているか確認し、お住いの市町村役場に申請をしてください。申請が受理された後、審査が行われ適用される方には重度障害者医療券が送られます。

※ 詳しくは、お住いの市町村のホームページなどをご覧ください。

#### <身体障害者手帳>

身体障害者手帳			
	●●県 第●●●●号		
	●●年●●月●●日 交付		
	氏名 ●● ●●		
	●●年●●月●●日 生		
		●●県印	
身体障害者等級表による級別	●級	旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額	第●種
本人住所			
保護者氏名 住	続柄		

#### <重度障害者医療券>

障 医 療 証	
有効期間	
負担者番号	8 0 4 0 0 6 8 2
受給者番号	
受給者	住所 氏名 生年月日
自己負担金	入院 敷取しない 入院外 敷取しない
発行機関名 及び印	福岡県 
交付年月日	

\*この証は県外の保険医療機関等では使用できません。

重度障害者医療制度は、自治体ごとの制度の為、住んでいる地区により対象となる身体障害者手帳の等級が異なります。

障害者手帳をお持ちで、重度障害者医療券に興味のある方は、お住いの市町村役場へ問い合わせをしてみてもいいでしょうか。



## ◎ 難病医療費助成制度

原因不明で治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、日常生活、社会生活に支障があると医学的に判断される人については、平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が成立しました。

それに伴い、難病のうち国が指定した病気について、その医療費の自己負担分の一部を国が国費で負担する制度が平成27年1月1日から始まりました。これを難病医療費助成制度といいます。

難病法に基づく医療費助成対象疾病は、令和元年7月1日から**333疾病に拡大**されました。

(例) パーキンソン病、筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症 など

※ 333疾病については**厚生労働省のホームページ**をご確認ください

### <特定医療費（指定難病）受給者証>

（一） 特定医療費（指定難病）受給者証			
公費負担者番号			
特定医療費受給者番号			
受給者	フリガナ	性別	生年月日
	氏名		
	住所		
	保険者		
	新卒既卒者の 区分・番号	適用区分	
保護者 〔受給者が18歳未満の 場合記入）	フリガナ	職所	
	氏名		
	住所		
負担	自己負担上限額	適用区分	
	人工呼吸器等装置	高額かつ長期	
	軽装高額該当	系統患者認定	
	受給者と受給者内にいる指定難病又は18歳未満指定難病医療費助成の受給者 数		
有効期限	平成27年01月01日 から 平成27年09月30日		
上記のとおり認定する			

### 指定難病の医療費助成制度の申請方法

- ①都道府県の窓口で必要書類を入手する  
(保健所や健康福祉事務所などで)
- ②難病指定医を受診する
- ③臨床調査個人票とその他必要書類を  
都道府県に提出する
- ④審査の後、都道府県から指定難病医療  
受給者証が送付される

申請から交付までには  
**3ヶ月ほど**かかります





## ★おわりに

いかがでしたでしょうか？これらの制度を上手く活用することで、自己負担を最小限にし、安心して医療を受けることができると思います。

今後も日本の人口や生活の形態は変化し、それに伴い制度も変化していきます。その時に自分に応じた制度を知り、活用することがより豊かな生活を送る第一歩だと思います。

今回ご紹介した内容で分かりにくいと感じた点に関しては、お住いの市町村や厚生労働局のホームページにより詳しい説明がありますのでご確認ください。

制度を上手に使って  
生活の負担を減らしましょう！

### ●大牟田地域住民医療・介護情報共有拠点事務室 OSKER

大牟田の医療・介護施設情報を掲載しています。どなたでも好きな写真を投稿できるギャラリーを製作いたしましたのでご紹介いたします。次号は「ぐっすり眠るためには」をご紹介します。

TEL 0944-57-2007

Web サイト

<https://osker.org/>